

令和6年4月1日から和光市まちづくり条例が改正されます

和光市まちづくり条例及び関連法令の改正に伴い、下記のとおり協議の基準が改正されます。開発行為等をご計画の際は、十分にご留意くださいますようお願いいたします。

記

◎改正する法令

1. 和光市まちづくり条例（以下、条例）
2. 和光市まちづくり条例施行規則（以下、規則）
3. 開発行為等に関する協定締結基準（以下、基準）

◎施行日：令和6年4月1日（月）

◎経過措置

改正内容は、和光市まちづくり条例第17条に規定する「開発行為等計画書」が施行日（令和6年4月1日）以降に提出された開発行為等に適用されます。

改正前の協議の基準で開発行為等を計画する場合は、「相談票」を令和6年3月8日（金）までに提出し、その回答を受けた上で、「開発行為等計画書」を、令和6年3月29日（金）までに提出してください。

◎主な改正内容

◎建築課

1. 開発区域の境界点にはコンクリート製の境界杭又は金属製の境界標識を設置すること。※（条例第37条の2、第48条の10、規則第18条(1)）
2. 境界杭又は境界標識は通行等の妨げにならない場所に設置すること。※（条例第37条の2、第48条の10、規則第18条(2)）
3. 50戸以上の集合住宅の建築の場合、専用面積50㎡以上の家族向け住戸を1/2以上の割合で設置すること。（条例第45条の2、規則第24条の2(1)）
4. 50戸以上の集合住宅の建築の場合管理人室を設置するとともに、管理人を駐在させるよう努めること。（条例第45条の3）
5. 各種申請様式に申請担当を追加すること。※（規則別表各種様式）

◎道路安全課

1. ハーモニカ式駐車場（1台当たりの区画と前面道路の間に車路がなく、かつ、当該区画から前面道路へ直接出入りできる形状の駐車場をいう。）を設置する場合は、連続する1台あたりの区画の数の上限を2台とすること。（規則第20条(9)）
2. 集合住宅を建築する場合、専用面積35㎡以上の住戸に対して義務化していた駐車場の設置要件を専用面積50㎡以上の住戸に対して義務化すること。（規則第20条(1)表）
3. 公道間を通り抜けていない道路（袋路状道路、行き止まり道路）は、市道認定、帰属及び管理を行わないこと。（和光市市道路線の認定に関する要綱第2条(6)）

裏面につづく

◎環境課

- 1.一戸建て住宅を建築する際、20戸毎に一か所のごみ集積所を設けること。(規則第19条(3)オ)
- 2.ごみ集積所の設置面積及び構造については、基準別添5の構造図を参照すること。※(基準別添5の3)
- 3.ごみ集積所の囲いは、ブロック以外(建物の壁面やごみ集積庫)でも可とすること。※(基準別添5の4)

◎水道施設課

- 1.上水道の計画(基本的事項、計画使用水量等)、上水道の基準(給水管、量水器、受水槽、その他)について、協議すること。※(条例第35条、基準別添2の1(1)、(2)、別添2の2(1)、(2)、(3)、(4)、別表1)

◎下水道課

- 1.排水施設計画各種図面に、「経路、距離及びます一覧」を追加すること。※(規則別表2・3)
- 2.公共汚水枳はドロップ枳としないこと。※(基準別添2の5(1)エ)
- 3.宅地内の排水管は露出させずに土被りを20cm以上とすること。※(基準別添2の5(2)ア)

◎危機管理室

- 1.防災備蓄倉庫の天井の高さは、必要備蓄容積が確保できる場合に限り、2.1mを1.8mにすることができること。(基準別添9の2)
- 2.防災備蓄倉庫は、「利用者の利便性に配慮した場所(規則第23条(3))」に設置するため、1階部分の一か所に設置すること。(基準別添9の3)

◎備考

※印が付いている改正内容については、開発行為等と小規模開発行為で共通の協議事項となります。

内容の詳細につきましては、各法令の新旧対照表をご確認のうえ、各所管課へお問い合わせください。